

## 福岡市立保育所の民間移管に伴う引継事業補助金交付要綱

### (通則)

第1条 福岡市立保育所の民間移管に伴う引継事業補助金の交付については、福岡市補助金交付規則(昭和44年福岡市規則第35号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、福岡市立保育所の民間移管に伴い、移管先法人(法人を設立しようとする者を含む。以下同じ。)の保育士等が共同で保育等にあたり、入所児童の状況を含めた当該保育所の運営全般について把握するとともに、入所児童及び保護者との信頼関係を築くなど、円滑な移管を行うことを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 施設長  
移管する保育所において施設長に就任する者をいう。
- (2) 保育士  
移管する保育所において保育士として従事する者をいう。
- (3) 調理員  
移管する保育所において調理員として従事する者をいう。
- (4) その他の職員  
移管する保育所において施設長、保育士及び調理員以外の職員として従事する者をいう。
- (5) 引継ぎ  
福岡市立保育所の民間移管に伴い、当該保育所の職員と前4号に定めるものが共同で保育等を行い、保育所の運営に関する事項を引継ぐことをいう。

### (補助対象事業)

第4条 補助金を交付する対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 前条第5号の規定に定める引継ぎ事業
- (2) 福岡市等が実施する研修
- (3) その他、市長が必要と認める事業

### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費は、移管先法人が負担する前条の事業に要する職員給与(賃金相当分及び交通費相当分)とする。

### (補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費のうち別に定める額を上限とし、予算の範囲内で市長が決定する。

### (補助対象者)

第7条 この要綱に基づく補助金の交付の対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、福岡市立保育所の民間移管に伴い実施される公募等により選定された移管先法人とする。

### (補助金の交付の申請)

第8条 移管先法人が補助金の交付を受けようとするときは、申請書を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査の上、交付に係る決定を行い、決定内容を当該申請者に通知しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、実績を市長に報告しなければならない。

(補助額の確定)

第11条 市長は、前条の報告を受けた場合は、報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果を確認し、補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知しなければならない。

(補助金の交付の時期)

第12条 市長は、前条の規定により確定した額を補助事業の終了後に交付するものとする。

(補助金の取消・返還)

第13条 市長は、補助事業者が虚偽その他の不正な手段によって補助金の交付を受けたときは、規則第18条の規定に基づき補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金のうち当該取り消しに係る額の返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

第14条 規則第11条の規定により、補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、事業完了後5年間保管しておかななければならない。

(立入検査等)

第15条 市長は、補助金にかかる予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に報告をさせ又は事業所に立ち入り、帳簿等の検査させることができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めのあるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項はこども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月7日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年3月31日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。